

季節性インフルエンザの警報の発令について

感染症法に基づき実施している感染症発生動向調査において、2024年12月19日にインフルエンザの注意報をお知らせしたところです。

今回、2024年第51週(2024年12月16日～2024年12月22日分)のインフルエンザの1定点当たりの患者報告数(定点数：60医療機関)が大きく増加し、警報の発令基準値を超えましたので、感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領に基づき、本日、県内全域にインフルエンザの警報を発令しますのでお知らせします。

本発表は、場面に応じたマスク着用、手指消毒・手洗いおよび換気などの基本的な感染対策(Q10参照)を改めて徹底していただくことにより、感染拡大防止に努めていただくよう県民の皆様へ注意を呼びかけるものです。

1. 発令年月日および地域 令和6年12月26日(木) 県内全域
2. 発令基準 定点あたり報告数が30に達した保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合
3. 解除基準 終息基準値である定点あたり報告数が10を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%未満になった場合
4. 前回の発令 令和5年12月14日(第49週)
5. 県民の皆様へ
 - (1) 医療機関や高齢者施設を訪問するとき等、場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
 - (2) 帰宅時や共用物を触った後は、手洗いをしましょう。
 - (3) 定期的に換気しましょう。特に、高齢者施設や障害者施設では、同一部屋に人が複数人滞在するときは、換気により空気が滞留しないように工夫しましょう。
 - (4) 栄養と休養を十分にとりましょう。
 - (5) 発症・重症化を防ぐために、ワクチンの接種をご検討ください。
 - (6) 症状や重症化リスクに応じた医療機関の受診にご協力ください。また、受診の際は、事前に電話等で受診方法を確認してください。
 - (7) 年末年始の救急医療体制等については、以下のURLをご確認ください。

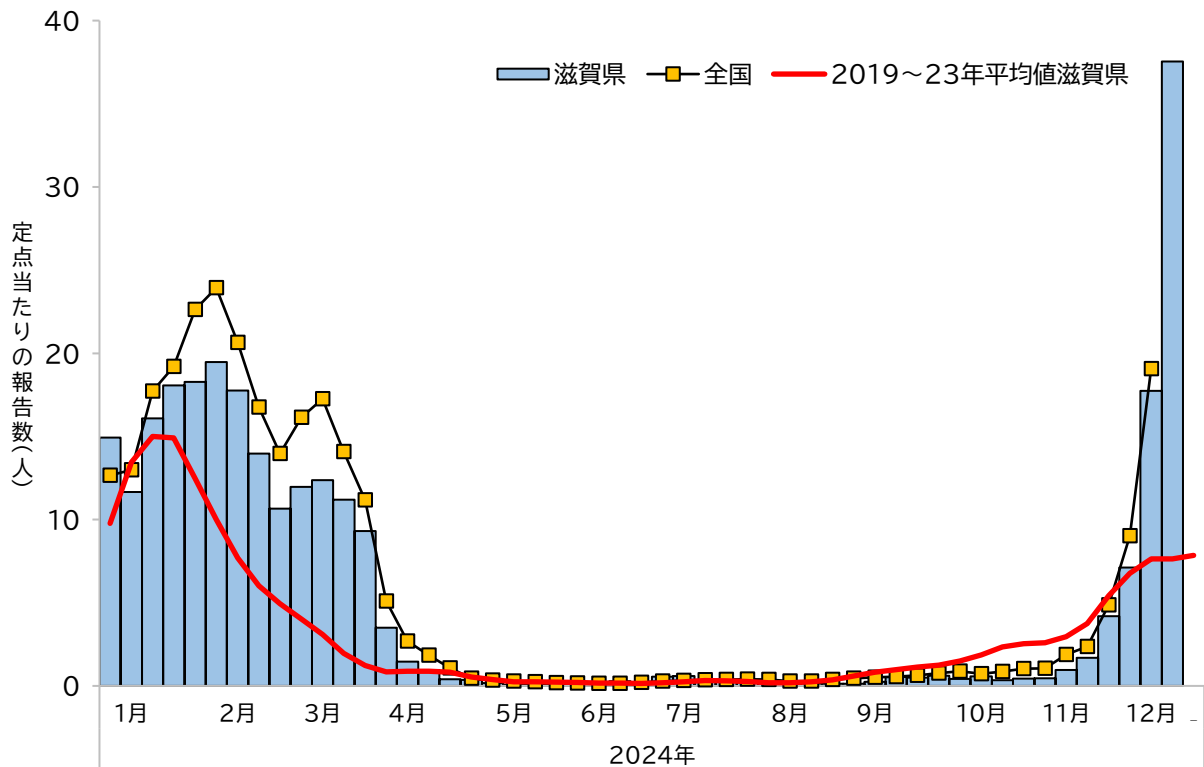
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/341057.html>



インフルエンザの週別定点当たり患者数

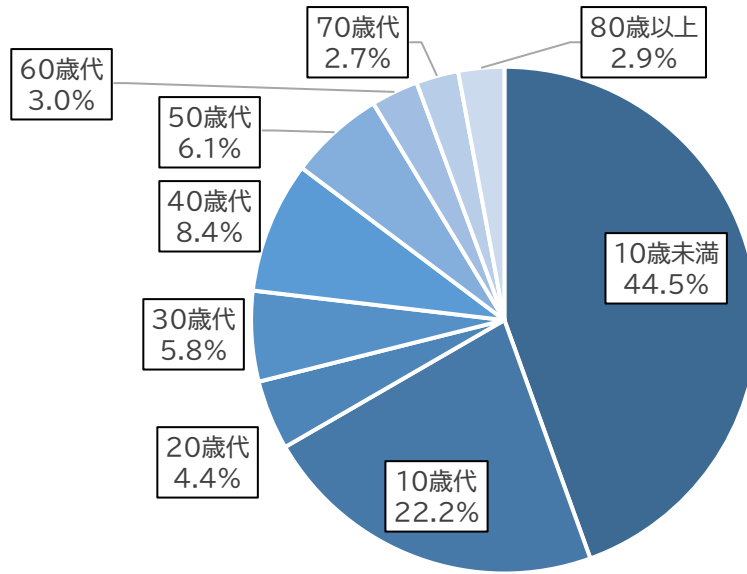
保健所	週	2024 年				
		第 47 週	第 48 週	第 49 週	第 50 週	第 51 週
大津市		2.31	4.00	8.23	19.54	51.85
草津		0.46	2.92	4.31	14.08	35.92
甲賀		2.43	6.00	5.43	10.71	23.86
東近江		1.40	5.10	4.90	18.10	36.00
彦根		0.71	1.86	5.71	12.86	32.71
長浜		4.14	6.86	17.71	33.43	41.00
高島		0.00	2.33	4.33	15.67	22.67
滋賀県		1.68	4.18	7.12	17.73	37.53
全国		2.36	4.86	9.03	19.06	-

インフルエンザの発生動向（2024 年および過去 5 年平均、滋賀県）

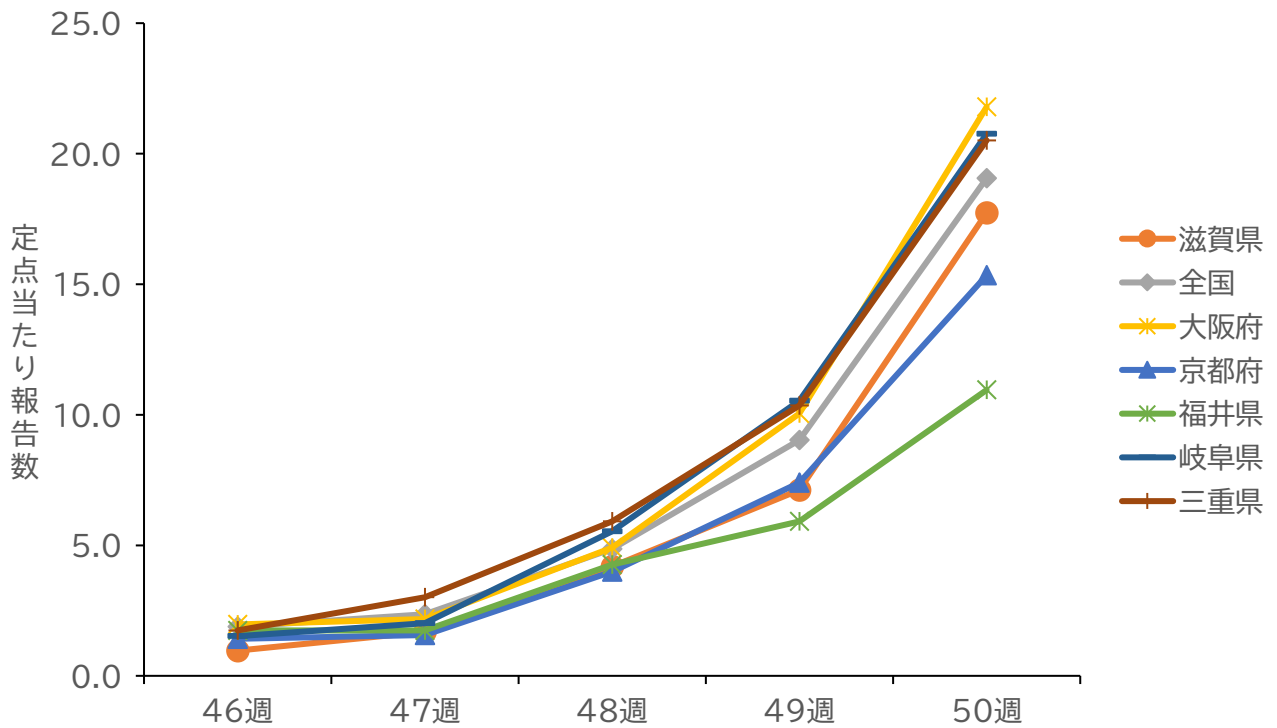


(出典：滋賀県感染症情報センター 感染症週報第 51 週)

インフルエンザ患者の年齢分布（2024 年第 51 週、滋賀県、報告数 2252 人）



(参考) 近隣府県別インフルエンザの発生動向（2024 年第 46 週～2024 年第 50 週）



(出典：滋賀県感染症情報センター 感染症週報第 51 週)

Q1 インフルエンザとはどのような病気ですか？

インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。お子様ではまれに急性脳症を、御高齢の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

Q2 流行する時期は？

季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

一方、新型コロナウイルス感染症が2020年以降に世界的に流行してから、インフルエンザの発生動向や関連する指標の動向が例年と大きく変わりました。

Q3 どのようにして感染するのですか？

主な感染経路は、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを他者が吸い込むことによって感染する「飛沫感染」です。また、手洗いが不十分な場合には、ウイルスが付着した手で口や鼻、目に触れることによる「接触感染」でも感染が起こります。

Q4 インフルエンザワクチンについて

発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられています。

詳細は下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/influenza/index.html



Q5 治療方法は？

対症療法ほかに抗インフルエンザ薬が6種類あります。その効果はインフルエンザの症状が出始めてからの時間や病状により異なり、また、抗インフルエンザ薬の投与は全ての患者に対しては必須ではないため、使用する・しないは医師の慎重な判断に基づきます。

抗インフルエンザウイルス薬の服用を適切な時期（発症から48時間以内）に開始すると、発熱期間は通常1～2日間短縮され、鼻やのどからのウイルス排出量も減少します。なお、症状が出てから2日（48時間）以降に服用を開始した場合、十分な効果は期待できません。使用する際には用法、用量、期間（服用する日数）を守る事が重要です。

Q6 インフルエンザにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのか？

一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後3～7日間は鼻やのどからウイルスを排出するといわれています。そのためにウイルスを排出している間は、外出を控える必要があります。排出されるウイルス量は解熱とともに減少しますが、解熱後もウイルスを排出するといわれています。排出期間の長さには個人差がありますが、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布マスクを着用する等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

現在、学校保健安全法では「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています（ただ

し、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。

Q7 これまでの警報の発令は？

前は令和5年(2023年)12月14日(第49週)に発令しています。それ以前は平成31年(2019年)1月17日(第2週)に発令しています。例年12月～1月にかけて発令しております。

Q8 定点あたり報告数とは？

人口および医療機関の分布等を勘案して滋賀県が定めた患者定点(医療機関)で患者を診断した場合に、週単位で保健所へ報告される感染症を定点把握疾患と言い、報告された患者数を患者定点の数で除した値を「定点あたり報告数」と言います。

Q9 ウイルス検出情報について

五類定点把握対象感染症の病原体情報収集のため、感染症発生動向調査における病原体定点医療機関(14医療機関)より検体を回収し、滋賀県衛生科学センターにおいて病原体の分離や遺伝子検査を実施しています。滋賀県内において、11月および12月に採取された検体からインフルエンザウイルスAH3亜型、インフルエンザウイルスAH1pdm亜型が検出されています(感染症週報第47週、第51週)。

Q10 感染対策について

場面に応じたマスク着用、手指消毒・手洗いおよび換気などの基本的な感染対策のほか冬の感染対策について滋賀県ホームページにて記載していますので、ご参考ください。

滋賀県ホームページ：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/340604.html>



Q11 警報の発令基準は？

インフルエンザ警報の場合、開始基準値である定点当たりの患者数が30を超えるすべての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合に発令します。

今回は、大津市保健所と草津保健所、東近江保健所、彦根保健所、長浜保健所の定点当たりの患者数が警報の開始基準値の30を超え、この5つの保健所の管内人口の合計が、県全体の人口の30%を超えたため警報を発令しました。

このような警報発令基準のため、県全体としては定点当たりの患者数が開始基準値の30未満であっても、各保健所の患者数によっては警報が発令される場合があります。

参考) 県全体の定点当たりの患者数

流行期入りの目安：1.0

注意報：10.0

警報：30.0